

公害等調整委員会50年史発刊に寄せて

公害等調整委員会委員長 荒井 勉

今年、公害等調整委員会は、昭和47年に公害紛争の処理及び鉱業等と一般公益等との土地利用調整という2つの任務を担う行政委員会として設立されてから、50周年という大きな節目を迎えました。この度、これを記念して50年史を発刊する運びとなり、刊行に関わった皆様に心から感謝を申し上げます。

この半世紀にわたる年月を振り返りますと、公害紛争関係では、水俣病損害賠償調停事件をはじめとして、大阪国際空港騒音調停事件、スパイクタイヤ粉じん等被害調停事件、豊島産業廃棄物調停事件、神栖市ヒ素健康被害等責任裁定事件等多くの大規模な事件を解決に導き、社会的にも大きな役割を果たしてまいりました。そうした先人達の足跡を受け継ぐ者の一人として身の引き締まる思いです。

この50年の間にわが国の環境は徐々に改善し、水俣病などの産業型の公害はほとんど見られなくなりましたが、他方、航空機、鉄道、自動車などの交通機関による騒音や振動、大気汚染等の公害事案は最近でも散見されます。また、近年の大きな傾向としては、環境をめぐる意識の高まりや社会生活のありようの変化などを反映して、近隣の住宅や店舗の室外機からの騒音、近隣での工事による振動や地盤沈下、近隣店舗等からの悪臭や大気汚染など、比較的小規模な都市型・生活環境型の事件が多数を占めております。環境が改善傾向に向かうことは歓迎すべきことですが、住環境としてどこまでの水準を求めるべきなのか、受忍限度の設定等が難しいと感じられるところです。

当委員会の最近の特徴的な動向をあげますと、1点目に広報の進展があります。当委員会の公害紛争処理には、国費負担による専門的知見の活用など、他の制度にはない優れた特質がありますが、このことを少しでも多くの国民に周知し利用していただくために、国民一般及び法曹関係者への広報に力を入れており、ホームページの工夫、広報

誌の活用、裁判所、弁護士会、司法研修所など法曹関係者への案内文書の配布など、かなりの進展をみております。

2点目は原因裁定嘱託の利用拡大です。制度創設から約30年間全くなかった裁判所からの原因裁定嘱託が、上記の広報の効果もあって少しずつ増加し、最近ではほぼ毎年コンスタントに嘱託を受けるに至っております。今後も裁判所からのニーズに柔軟に対応して利用の促進を図りたいと考えております。

当委員会のもう一つの業務である土地利用調整の事案の動向をみますと、かつては、ダムの保全等の公益的見地から鉱区禁止地域の設定が多数行われましたが、近年は採石業等に対する行政の対応に環境の保全を重視する傾向がみられ、不服裁定の審査において、採石業等の確保と環境保全とのバランスをどう図るべきなのか、その判断や調整に苦慮する事案が増えていると感じられるところです。

当委員会が担う2つの業務は、このように「環境」をキーワードとして通底していると考えられ、環境を巡る紛争に関する専門的判断機関としての役割が期待されております。

当委員会は、引き続き国民の皆様の御期待に応え、公害紛争や土地利用を巡る紛争を迅速かつ適正に解決していくため、社会・経済の様々な変化に即応しながら、適切な環境の在り方を探求するべく不断の努力を続ける所存です。

50周年という大きな節目に当たり、これまで御理解と御支援をいただいている国民の皆様に感謝するとともに、当委員会との連携の下に公害紛争等に取り組んでいただいている地方公共団体の公害審査会等や公害苦情相談窓口の皆様、当委員会において貴重な専門的知見を提供して当委員会の判断を支えていただいている専門委員の皆様をはじめ関係各位の皆様に対して、改めて深甚なる感謝を申し上げ、今後も変わらない御支援をお願いして、私からの御挨拶とさせていただきます。